

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額が変更されます

平成31年4月分(平成31年8月振込分)からの手当額が平成30年度全国消費者物価指数の変動に伴い、下記のとおり変更されます。

			変更前	変更後
			平成30年4月分～平成31年3月分	平成31年4月分～
児童扶養手当 (月額)	第1子	全部支給	42,500円	42,910円
		一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円
	第2子	全部支給	10,040円	10,140円
		一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円
	第3子以降	全部支給	6,020円	6,080円
		一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円
特別児童扶養 手当(月額)	1級		51,700円	52,200円
	2級		34,430円	34,770円
変更後最初の振込月				平成31年8月

お問い合わせ 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311

国民年金保険料の免除・猶予をお忘れなく！

受付・問合せ 総務部 町民課 住民年金係 ☎945-5012・浦添年金事務所 国民年金課 ☎877-0343

4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除できます！

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(双子などの場合は3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。

対象者

国民年金の第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

添付書類

▶**出産前に届出を提出する場合** → 母子手帳など
▶**出産後に届出を提出する場合**
→ 出生届を役場へ提出済みの場合は不要
出産予定日の**6か月前**から届出ができます。

学生納付特例制度を知っていますか？

学生納付特例制度は、**学生の間の保険料を猶予し社会人になってから納める制度**です。申請には、アルバイトなどで得た前年の所得などの審査があります。

対象者

大学(大学院)、短期大学、専門学校など各種学校に通っている20歳以上の学生
(修業年数が1年以上の課程に限る)

必要なもの

学生証または在学証明書
※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書・印鑑(認印可)が必要になります。(同一世帯でない場合は、委任状が必要です)

★学生納付特例期間は、年金の受給資格期間に含まれます。ただし、年金額の計算には反映されません。

相続税の申告を お引き受けします

- ・相続について知りたい
- ・経営を数字で把握したい
- ・事前に何をすればいいのか？
- ・パソコンで記帳したい

諸見里利秀税理士事務所

西原町字与那城 267 ウェストガーデン 1F
☎098-945-1101 秘密は厳守します

企業の経営を 支援します

- ・経営を数字で把握したい
- ・パソコンで記帳したい

西原中央公民館
諸見里利秀税理士事務所
☎098-945-1101 秘密は厳守します

琉球泡盛 古酒 五年

2017年
全国酒類
コンクール
特賞1位
泡盛部門

琉球泡盛 古酒 五年

昔ながらの 琉球泡盛 仕込みの蔵

ぎょくゆう かめじこみ

www.kamejikomi.com

平成31年度 就学援助のお知らせ

変更点1 目安となる収入額。
同居している世帯全員の総収入額が対象です。

世帯 人数	世帯構成	総収入額	
		認定世帯①	認定世帯②
2人	親1人・小学生1人の場合	190万円	230万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	250万円	320万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	300万円	380万円
5人	両親・中学生1人・小学生2人の場合	360万円	450万円
6人	両親・中学生2人・小学生2人の場合	450万円	550万円

*上記はおおよその目安額です。世帯構成(人数や年齢)により金額が異なります。
*営業収入などの場合は上記に限らない場合もあります。

変更点2 世帯の収入によって、
援助される費目が変わります。

認定世帯①	学用品費・通学用品費・新入学児童生徒通学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費・医療費
認定世帯②	学校給食費

*西原町立小中学校以外の場合は、学校給食費・医療費以外の費目になります。目安となる総収入額は上記認定世帯①の欄を参考にしてください。

平成31年度から、認定の目安となる収入額とその収入額によって援助される費目が変わります。

●申請受付期間

4月15日(月)～5月31日(金)

※上記期間を過ぎても申請はできますが、認定月が申込月となり、援助額は少なくなります。

●提出書類

- ①就学援助申請書 ②保護者名義の預金通帳の写し
- ③住民票謄本(マイナンバーなし)
- ④平成31年度所得(課税)証明書
(所得額その他控除額など全記載されているもの)
- ※③・④について、収入等世帯の情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要ですが、平成31年1月1日時点で西原町外に住んでいた方は、④の書類が必要となります。6月1日以降、元居住地から取り寄せて提出してください。

●提出先

- ◇西原町立小中学校に就学している児童生徒の保護者
▶学校または教育委員会
- ◇西原町立小中学校以外の学校に就学している児童生徒の保護者
▶教育委員会

※申請書は西原町ホームページからダウンロードするか、学校又は教育委員会でお受け取りください。

お問い合わせ 教育委員会 ☎945-3655

お問い合わせ 教育部 文化課 文化財係 ☎944-4998

「冬は早朝(が良い)」という意味ですね。しかし、今の時代、「朝」の意味で「つとめて」を使うことはありません。一方、本町の方言に「朝」を表す「シテイミティ」という言葉があります。少し形は変わってしまいましたが「つとめて」から変化したものなんです。「朝ごはん」を「シテイミティムン」ともいいます。他にも「妻」を表す「トゥジ」は、万葉集など出てくる「刀自」に由来し、また、「トンボ」を表す「アーケージュ」はトンボの古名の「あきづ」に由来します。

「つとめて」「刀自」のように古典文学の中にしかないような言葉が、琉球方言にはたくさん残っています。琉球方言を記録、保存していくことは、日本語の昔の姿を辿っていく大切な手がかりにもなります。そして、沖縄のおじいちゃんたちはそんな言葉を普段から使ってきたんです、すごいですね。

西原町教育委員会は『西原町史 第8巻 資料編7 西原の言語』(価格1,500円)も発行しています。興味、関心のある方はぜひご覧ください。

※琉球列島(沖縄諸島、宮古、八重山諸島、奄美諸島)で伝統的に話されてきた言葉



西原町史
絶賛発売中!

日本語は、大きく二つに区別できます。本土方言と琉球方言です。日本全体の約1%の人口、面積にすぎない琉球列島ですが、言語学の視点に立つと本土と対となる存在であることがいえます。地理的にも本土から遠く離れ、また、歴史的にも琉球という国の形成もあって、琉球方言は独自の変化を辿ってきました。同時に、本土では失われてしまった昔の日本の言葉の形などが琉球方言に残っていることも見逃すことはできません。では、西原町の方言を例にそれを見てみましょう。

『冬はつとめて』枕草子の有名なフレーズです。



「つとめて」って使います?